

環境保全型農業直接支払制度に関する 第三者委員会の進め方

平成27年11月

農林水産省

1. 第三者委員会による評価

- 国及び都道府県は環境保全型農業直接支払交付金実施要綱に基づき、(ア)当該交付金の交付状況の点検、(イ)事業効果の評価などを協力して行うことを目的として、有識者による第三者委員会を設置。
- 計画的かつ効果的に事業を推進するため、事業3年目に中間年評価、事業5年目に最終年評価を実施。

実施要綱

第5 実施体制

- 1 国は（略）交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。
- 2 都道府県は（略）交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。

実施要領

第1 環境保全型農業直接支払交付金

15 第三者機関

要綱第5の1及び2の中立的な第三者機関の構成員は、環境保全型農業について高い学識経験を有する者その他環境の保全に関して知識や経験を有する者、公益を代表する者等から選ぶものとする。ただし、交付金の執行に当たって利害関係を有する者を選ぶことはできないこととする。なお、既存の審議会、協議会等を活用する場合にあっても、交付金に係る利害関係者を除くものとする。

実施体制

国（第三者委員会）

全国の交付金の交付状況の点検

- ・ 取組面積、取組件数 等

効果の評価

- ・ 活動実績
 - ・ 環境保全型農業の普及状況
 - ・ 地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果
 - ・ 地域への波及・活性化の効果 等
- ※ 各都道府県の評価や現地調査を踏まえ効果进行评估

協力

都道府県（第三者委員会）

交付金の交付状況の点検

- ・ 取組面積、取組件数 等

農業者の組織する団体等の取組の評価（実施状況）

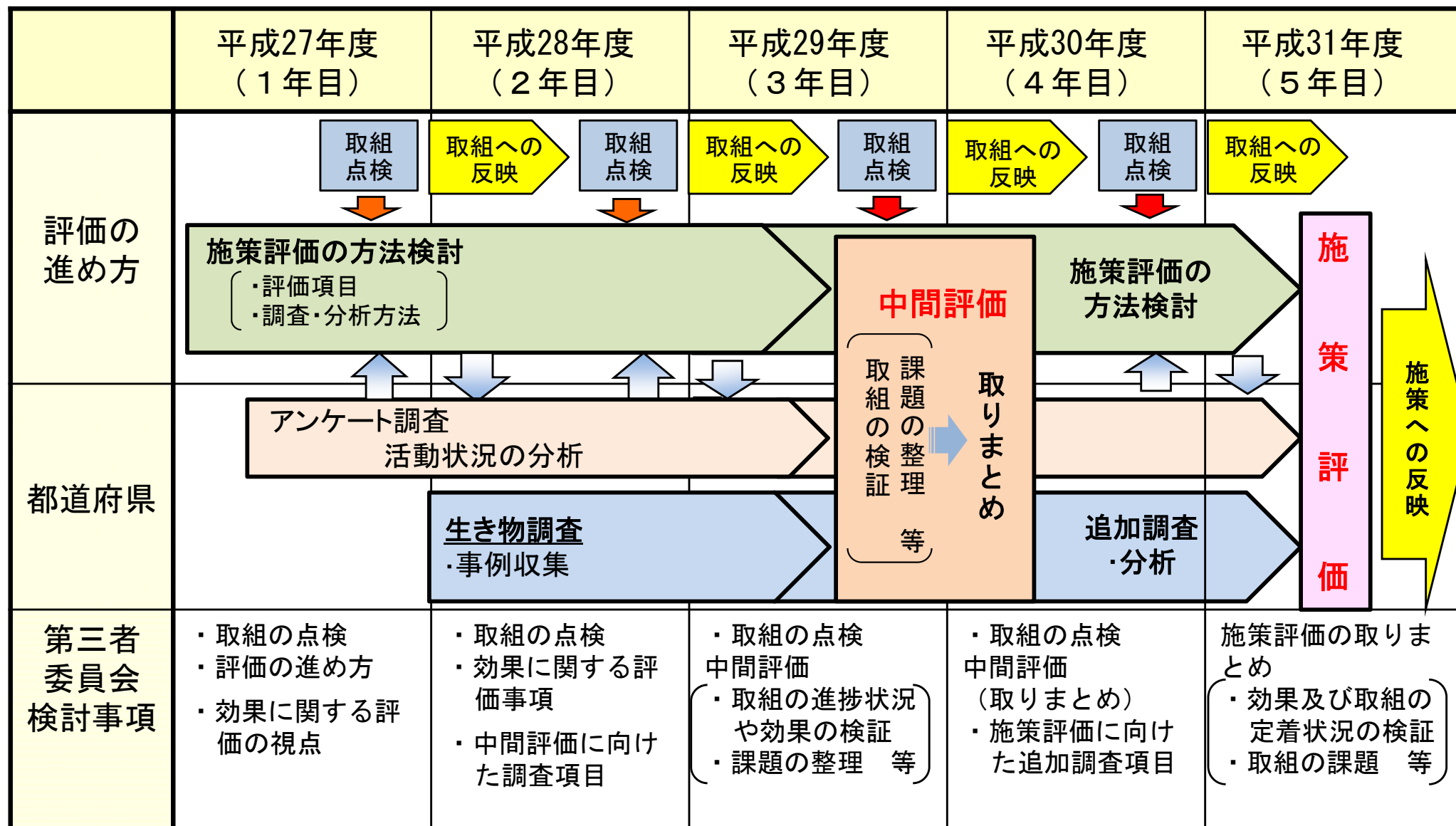
- ・ 活動実績
 - ・ 環境保全型農業の普及状況
 - ・ 地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果
 - ・ 地域への波及・活性化の効果 等
- ※ アンケート調査等を実施し把握

（任意）各都道府県独自の調査・評価

各都道府県は、上記項目のほか、独自に調査、評価を実施

2. 第三者委員会の進め方

- 環境保全型農業直接支払交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、取組状況の点検や制度の効果等の検証を行い、施策に反映。
- 第三者委員会における検討を踏まえ、3年目(平成29年度)に中間評価、5年目(平成31年度)に施策評価を実施。



3. 評価の視点（整理の方向）

- 環境保全型農業直接支払交付金の効果については、農業者団体等による活動実績や環境保全型農業の普及状況、地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果、地域への波及・活性化の効果等を把握し、その結果について評価を実施。

評価の視点

（1）活動実績

- ① 実施市町村数の推移
- ② 実施件数の推移
- ③ 実施面積の推移 等

（2）環境保全型農業の普及状況

- ① エコファーマーの認定件数の推移
- ② 特別栽培農産物の取組面積の推移
- ③ 有機JAS認定の推移 等

（3）地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果

- ① 見える化サイト等の活用による炭素貯留効果の検証
- ② 評価マニュアルの活用による生物多様性保全効果の検証
等を農業環境技術研究所との連携によって検討する

（4）地域への波及・活性化の効果

- ① 地域における推進活動の取組状況
- ② 地域住民や消費者とのイベント活動などを通じた理解増進の状況
- ③ 農産物などのブランド化の状況 等